

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（案）について

1 趣旨

「子ども施策の拡充」を目的として、子ども子育て支援法が改正され、従来の「基礎課税分（医療分）」、「後期高齢者支援分」、「介護納付金分」に加え、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金」を保険税として徴収することとなった。

2 令和8年度国民健康保険税率改正案

令和12年度に予定されている北海道内の国民健康保険税(料)率の統一に先駆け、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金」については、北海道の統一保険税(料)率とする。

区 分	基礎課税額 (医療)	後期高齢者 支援	介護納付金	子ども・ 子育て支援 納付金	合 計
所得割額	9.1%	2.8%	2.3%	0.29%	14.49%
均等割額	23,100円	6,600円	12,000円	1,000円	42,700円
18歳以上均等割額 (新設)	—	—	—	100円	100円
平等割額(世帯)	23,100円	6,600円	—	1,000円	30,700円
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

3 軽減について

(1) 18歳未満の被保険者に係る均等割額の軽減措置

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、18歳未満の被保険者に係る均等割額を全額軽減する（この軽減分の財源を確保するため18歳以上均等割額を新設）。

(2) 所得による軽減措置

前年の所得が一定以下の世帯は、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額を軽減する（7割・5割・2割軽減措置）。

4 モデル世帯別、子ども・子育て支援納付金の影響額

世帯構成	単身世帯 (43歳)	2人世帯 (70・69歳)	2人世帯 (45・42歳)	2人世帯 (45・42歳)
給与所得額	0円	90万円	150万円	400万円
軽減区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
税額 改正前	21,300円	100,400円	242,400円	619,900円
税額 改正後	21,900円	103,300円	248,000円	633,400円
増額	+600円	+2,900円	+5,600円	+13,500円

※100円未満切り捨て

5 改正時期（予定）

4月又は5月の臨時議会において市税条例の改正を行う予定